

# 電子Manifestの現状と利活用

## 電子Manifestセンター

### 1 電子Manifestの普及の状況

電子Manifestの利用については、2023年11月末時点で、加入者数は308,221者（排出事業者：270,340、収集運搬業者：27,793、処分業者：10,088）で、直近1年間のManifest登録件数は約4,000万件となりました（表1）。

電子化されたManifest情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、JWセンターでは電子Manifest情報の利活用に積極的に取り組んでいます。地方公共団体における政策立案や監視・指導に役立てることを目的とし、産業廃棄物行政を所管する地方公共団体に電子Manifest BI ツール（以下、BI ツールという。）を提供するとともに、ホームページにおいても排出事業者の業種別、廃棄物の種類別及び地域別の切り口から電子Manifestに登録される廃棄物委託量等を可視化し公開しています。

表1 電子Manifest登録件数及び電子化率の推移

年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
電子Manifest登録件数（千件）	17,461	19,293	21,248	23,748	26,647
電子化率（%）※	35%	39%	42%	47%	53%

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
電子Manifest登録件数（千件）	28,965	31,304	32,555	35,846	38,534
電子化率（%）※	58%	63%	65%	72%	77%

※第3次循環型社会形成推進基本計画（2015年5月閣議決定）の普及率（電子Manifest件数÷年間総Manifest数5,000万）より算出

### 2 地方公共団体向けの BI ツール

BI ツールは、排出事業者の業種・産業廃棄物の種類・地域等の切り口で電子Manifestによる委託量等を簡単に可視化できるシステムであり、地方公共団体における政策立案や監視・指導に役立てることを目的として産業廃棄物行政を所管する地方公共団体に提供しています。ここではBI ツールで作成できるレポート（グラフや地図での表現）について紹介します。

### ○委託量・処理量レポート

指定する期間・地域における廃棄物処理委託量や処分受託量を確認できます。

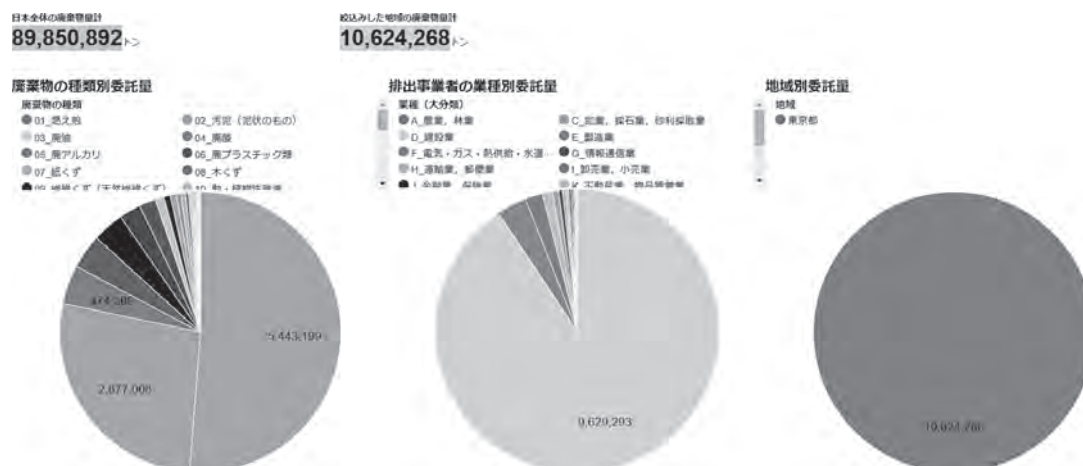


図 1 001. 委託量・処理量レポート

### ○移動量レポート

①指定する期間・指定する2地域における廃棄物の移動状況を確認できます。

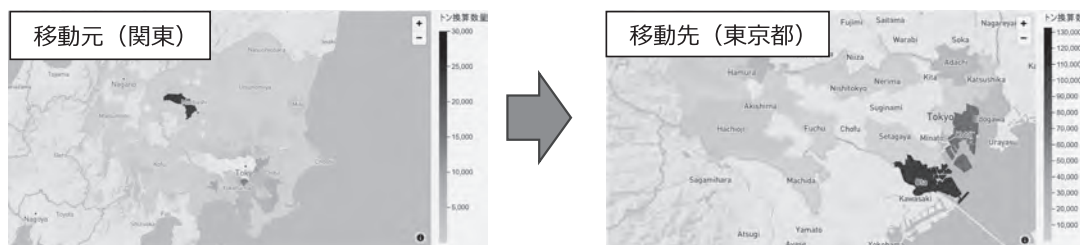


図 2-1 003. 移動量レポート

②上記の廃棄物の移動量について種類別にも確認できます。

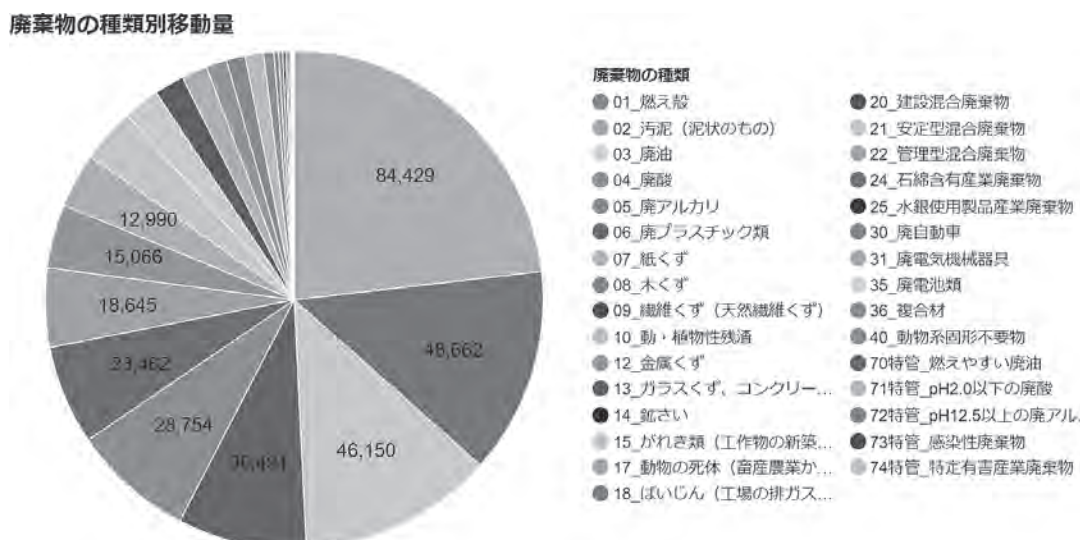


図 2-2 003. 移動量レポート

### 3 ホームページでの情報提供

電子マニフェスト情報の特長として、処理委託量を迅速に集計できることが挙げられます。通常、国や地方公共団体で産業廃棄物の排出量や委託量の調査をする場合には多くの時間と労力がかかりますが、電子マニフェスト情報であれば排出事業者の業種、廃棄物の種類や地域などの観点で、すぐに情報を取り出すことができます。

JW センターでは、電子マニフェスト BI ツールを用いて電子マニフェストで把握する処理委託量について表やグラフなど直感的にわかりやすい形に加工し、ホームページを通じて発信しています。処理委託量を、排出事業者の業種別、廃棄物の種類別及び地域別で集計するほか、毎月特定の業種や廃棄物の処理委託量をグラフ化しピックアップ掲載しています。今回は建設業（9月のピックアップ）を紹介します。毎月異なる業種・廃棄物を掲載していますので、ぜひご覧ください。

【建設業】（2022年10月～2023年9月）

直近1年間に電子マニフェストで把握された建設業における処理委託量について、都道府県別に地図上に表示したものと及び廃棄物の種類別の推移をグラフ化したものです。

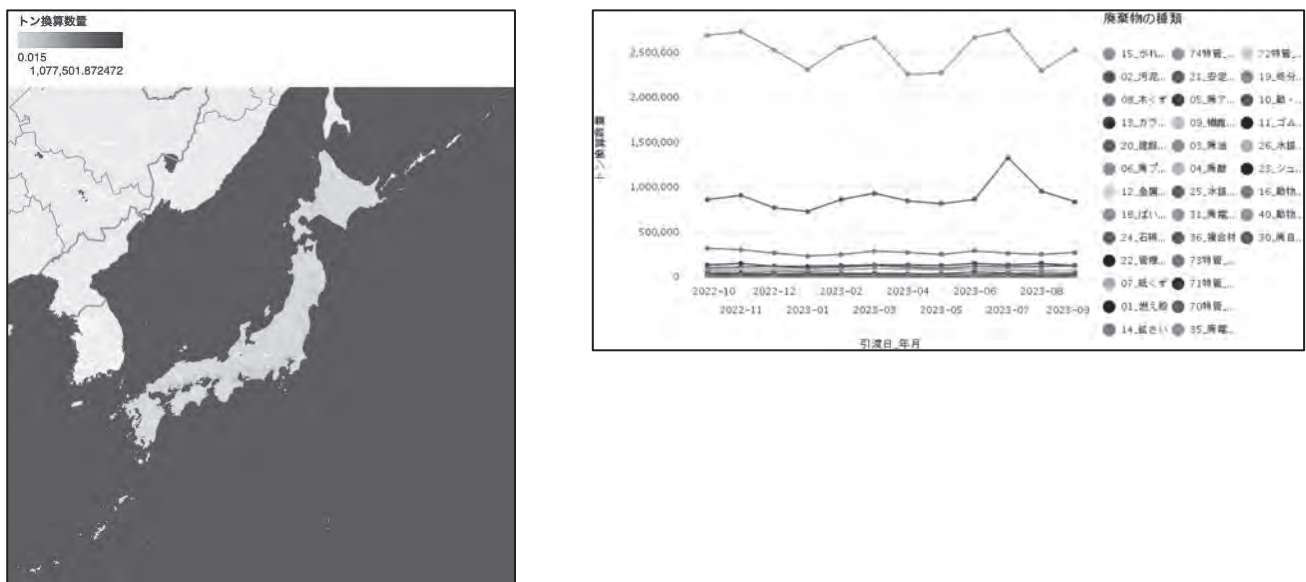


図3 建設業における処理委託量

【電子マニフェストで見る廃棄物】

参考URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/index.html>

## 4 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

脱炭素社会への移行に向けて資源の有効利用が強く求められるなか、社会の資源循環に対する関心はますます高まることが予想されます。このような社会の変化に対応すべく、JW センターではマニフェストの情報に処分方法や再資源化にかかる情報を付加することの有用性を検討し、環境省に提案しました(図4)。

環境省においても、中央環境審議会循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会を設置し、具体的な検討を始めています。JW センターでは、政策への対応と利用者の利便性を両立しながら、循環型社会の構築、ひいては脱炭素社会への移行のために、電子マニフェスト情報を適正処理の確保のみならず資源循環に資するデータとして活用する方法を検討していきます。

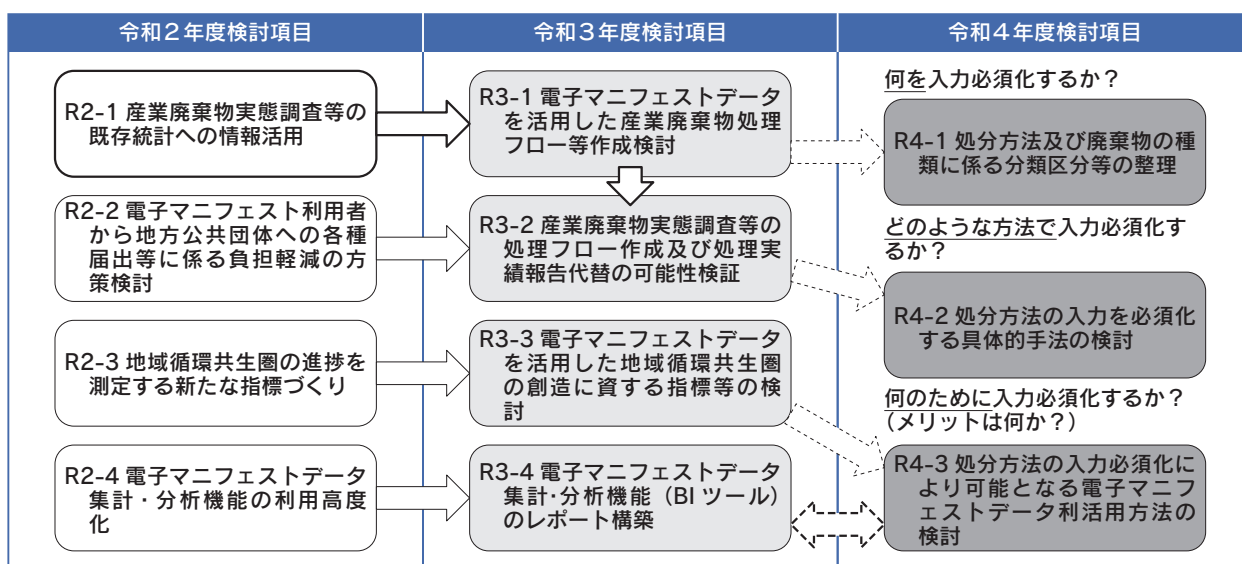


図4 検討の経緯



図5 電子マニフェストで把握できる範囲の拡大イメージ